令和6年第3回 安芸太田町教育委員会議録			
招集年月日	令和6年3月12日 (火)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室		
開閉会日時	開会	令和6年3月12日(火)午前9時30分	
	閉会	令和6年3月12日(火)午前10時42分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・池野博文・清胤祐子・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	教育次長 園田哲也 課長 瀬川善博 主幹 清水裕之 主幹 亀岡圭太 課長補佐 江川一康		
会議に付した事件 及び採決結果	議案第3号 議案第4号	安芸太田町教育委員会教職員住宅管理規則の一部 を改正する規則について 安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部を	
	議案第5号	改正する訓令について 安芸太田町就学援助費支給要綱の一部を改正する 告示について	原案可決
	議案第6号	安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議 会設置運営要綱について	
	議案第7号	県費教職員の任命その他の進退の内申について	
報告協議事項	1 服務規律の厳正確保について		

【議事録】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

皆さん、おはようございます。これから会議を開きます。今日の会議議題についてはお手元にありますように、議事並びに報告協議がありますが、これらのうち公開になじまないものがあれば、最後にまわして審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

清胤委員)

議案第7号の県費教職員の任命その他の進退の内申については、人事に関する案件ですので審議は非公開が適当ではないかと思います。

教育長)

他にご意見等ございませんか。

(意見なし)

教育長)

それでは、ただいまの清胤委員の発議につきまして採決をいたします。 議案第7号県費教職員の任命その他の進退の内申については公開しないということに賛 成の方は挙手をお願いします。

全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、本日の議題は議案第7号を公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

教育長)

昨日、本町の小学校教諭が県教育委員会から懲戒免職という処分を受けることになりました。このことにつきましては被害にあわれた方、そのご家族に大変ご迷惑をおかけしたと思っております。また、筒賀小学校の児童、保護者、筒賀地域の皆さんに対しましても不安を与え、ご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げます。町民の皆さんにも信用を裏切るということになってしまい、大変申し訳なく思っています。教育委員会といたしましては、教育公務員として決して許されない行為であると捉え、今後、二度と発生させない強い取り組みをしていく決意でございます。今後とも教育委員会へのご支援ご協力を賜りますようお願いしたいと思います。以上で報告を終わります。

日程第3 議事

教育長)

議案第3号 安芸太田町教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

江川課長補佐)

(安芸太田町教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について説明)

教育長)

何かご質問ございませんか。

(意見なし)

教育長)

議案第3号安芸太田町教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則については、 挙手により採決をいたします。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号安芸太田町教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたしました。

教育長)

続いて、議案第4号安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部を改正する訓令についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

江川課長補佐)

(安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部を改正する訓令について説明)

教育長)

何かご質問ございませんか。

(意見なし)

教育長)

議案第4号安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部を改正する訓令については、挙 手により採決をいたします。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決いたしました。

教育長)

続いて、議案第5号安芸太田町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示についてを議

題とします。事務局より説明をお願いします。

江川課長補佐)

(安芸太田町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について説明)

教育長)

何かご質問ございませんか。

(意見なし)

教育長)

議案第5号安芸太田町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示については、挙手により 採決をいたします。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがって、議案第5号安芸太田町就学援助費支給要綱の一部を改 正する告示については、原案のとおり可決いたしました。

教育長)

続いて、議案第6号安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会設置運営要綱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会設置運営要綱について説明)

教育長)

何かご質問ございませんか。

河本委員)

適切で持続可能な環境の構築と書かれていますが、将来的にも続いていかないといけない と思いますので、現在、地域のスポーツ団体はどの位あるのかということを把握しておかな いと具体的にイメージがわかないと思いますがどの位あるのですか。

江川課長補佐)

体育協会という形で捉えていただきますと10団体ございます。少年部が4団体、令和6年度には、1団体剣道が復活しますので5団体となります。競技人口は減っている状況となっております。

清胤委員)

そのスポーツの種目はどういったものですか。

江川課長補佐)

バレーボール、野球、サッカー、剣道、卓球、バドミントン、期間限定でスキー、競技として行うスポーツがほとんどでございます。少年部につきましては、ソフトボール、空手、スキー、サッカー、剣道となっております。

河本委員)

子どもも大人も夜の活動が多いのですか。部活動の時間帯に取り組めるものがその中には 無いと思いますが、部活動としてはどうなるのでしょうか。

清水主幹)

その在り方をこの委員会の中で検討を進めていきたいと思っています。中学校体育連盟が 主催する大会に出場できる種目とそうでない種目もございますし、学校教育と地域のスポー ツ活動とのすみ分けとか連携の在り方を探っていくために、いろんなスポーツ団体の方のご 意見を伺いながら、安芸太田町の中で進めていけるものを協議していきたいと考えていると ころです。

河本委員)

それまでは、今まで通りの部活動となるのでしょうか。

教育長)

国としてはまずは休日、学校が休みの日にどのように地域移行や地域連携するかというのが大きなテーマです。しかし、進める以上は先生方にすれば毎日の部活動を含めた議論に繋がっていかないと難しいと思います。その点で平日と休日が同じであるのか、違うのか。平日に地域の方がどれだけ日中に指導できるのかといういろいろ課題があると思っています。中体連のスポーツ競技大会への参加資格という問題もありますので、その辺をしっかり議論していただきたいと思います。

池野委員)

文化団体の関係がありますが、文化関係のクラブは無いだろうと思います。

そこが残念なことだと思いますし、もう一つ残念なことがクラブ活動そのものが児童生徒数の減少そのものの基盤が失われてきているのではないかと思います。それを見据えて再構築していただければと思います。

清胤委員)

特に児童生徒の人口減少によって固定化された人間関係が作られる感じの我が町ですから、対外試合を多く組んでいただける活動を目指していただけたらと思います。日ごろの成果を知らない子どもたちと競い合うというか、発表の場っていうものが成長に繋がると思いますし、町外の友達もできる可能性もあると思います。

教育長)

いろいろご意見いただき、ありがとうございました。

それでは議案第6号安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検討協議会設置運営要綱につ

いては、挙手により採決をいたします。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがって、議案第6号安芸太田町部活動の地域移行・地域連携検 討協議会設置運営要綱については、原案のとおり可決いたしました。

教育長)

それでは報告・協議に入ります。

報告・協議1服務規律の厳正確保についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(服務規律の厳正確保について説明)

教育長)

何かご意見等ございませんか。

河本委員)

非常に残念なことが起きてしまって心がとても痛いのですが、両者の中身を見ても、最近でも塾の講師の方の事案もありましたが、子どもにとても近いところに行きたいがためにこの仕事を選んだのではないかというようなことが多くてとても怖いのですが、相手に対する尊敬の思いとか敬う気がない。普通、人にカメラを向ける時、勝手に人を撮ってはいけないとか常識としてあったものが無くなってきていて、こういうわいせつ的なことに限らず、事故が起きて助ける前に動画を撮ってアップするとか、相手に対する人と人との関係が無くなってきている。学校でも、教える立場の先生がこういうことをしてはいけないことですが、そこの面も取り組まないといけないと感じました。

小田委員)

教師の方も休みの日はゆっくりしたいとかあるかと思いますが、一歩校門を出ても教師であるという自覚を持って公務をしていただけるように研修を行ったり、今週1週間カウンセラーの方が様子を見ていただくことはありますが、今学期はあと2週間程ですので、4月、新年度に入りましても教職員の方には子どもの方をより注意深く観察していただいて、様子を見ていただく必要があると思います。

清胤委員)

一番大事なのは子ども達の精神状態。それを最優先にするべきだと思います。以前、修道 小学校で同じような事案があったときに、高学年の女の子たちが泣き止まないとか、ご飯を 食べないとか、ショックで口がきけないとかいうことがありました。小さい1年生の担当で すから低学年の子ども達は事の本質が理解できないと思います。この事案は性暴力の事案で すから、こういったことの本質っていうのは子ども達には理解できないと思いますので、こ れを説明するというよりは、避けてもいけないけれど、もうすぐ春休みに入りますから、そ れまでの間に元気を取り戻すというか違う目標というか先生方に工夫していただいて、楽し いことを積極的に頑張れるみたいな、そうでないと春休みに家にこもってしまったら、次の 学年に入った時に学校に行けないとか、いろんなことが発生してはいけませんので、子ども 達を優先に、大人たちは本当にお腹立ちだと思います。私たちもそうですから。残念の極み ですけれども、起きてしまったことは起きてしまったことなので、今一番優先すべきことは 子どもだと思います。頻度が多すぎると思います。この安芸太田町内だけでもなく、県教委、 そして全国、あまりにもこういった問題が多発しているので、先生方は正職と昔は言われて いたのですが、自覚がないと務まる仕事ではないと思います。校門を出ても先生って呼ばれ ることもあるのでそういった自覚を持って抑えるべきところは抑えていただいて行動して いただきたい。研修をより一層、締めつきすぎても苦しいかなと思いますが、子ども達を導 く素晴らしい仕事であるということをもう一度再認識していただきたい。恵まれた立場にあ るということ、時代を担う子どもたちに夢や希望を与えることのできる仕事であるというこ と、その子どもたちを立ちあがれないくらいに傷つけるということは絶対にあってはならな いことだということ、そういった研修が必要です。そしてコロナの間、先生方の交流も無く なっていたと思います。先生方の楽しいお茶会というのも含めて先生方の研というような機 会を設けていただければと思います。

池野委員)

特に小学校の間は先生との強い信頼関係があってこそ信頼感が強い時期だと思いますので、その信頼を裏切るという行為というのは非常に残念でありますし、情けない気持ちがします。大人になり切れないというか、職場環境をもう一回再点検をされて、そういう大人になり切れない方を導いていただければと思います。

教育長)

早速、今から取り組んでいくべきこともいただきましたし、今後の教職員の研修ということにつきましてもご意見をいただきました。

教育委員会としても、校長会または教頭会等通して服務規律の厳正確保について徹底して まいりたいと思っております。

(非公開により審議)

議案第7号県費教職員の任免その他の進退の内申について

教育長)

それでは、今日予定しておりました日程は終了いたしました。

(次回の教育委員会議の日程調整)

4月16日火曜日ということでお願いします。 以上で令和6年第3回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午前 10 時 42 分 閉会)